

◎新潟県告示第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

平成25年1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 柏崎都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・25号諏訪町東本町線

2 施行者の名称

新潟県

3 事務所の所在地

新潟市中央区新光町4番地1

4 事業地の所在

(1) 収容の部分

平成22年北陸地方整備局告示第94号の事業地である新潟県柏崎市東本町2丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

5 事業施行期間

平成22年7月5日から平成30年3月31日まで